

# 今日からあなたも“学校”事務職員！？

No. 3 H25. 5. 10

## 「学校事務職員」って



3号です。今回は、私たち「学校事務職員」とはについて、考えてみましょう。

### 1 学校事務職員の存在

「学校」の発生当時から、学校事務職員が存在していたわけではありません。大学にはわりと早くから「事務官」なる職種が存在していたようです。（戦前は、旧制中学校にも「書記」という職種がいたらしいのですが、・・・）学校が高度成長や児童生徒数の増加に伴って、それまで、教員やその他の職種が行っていた事務を担う職種として、学校に入りました。

佐賀県では、戦後すぐ、最初の事務職員が学校に配置されました。当初は、1人の事務職員が他校の給与と旅費を処理するという、掛け持ちのような状況がありました。今と違って、すべて手書きです。しかも自分で計算です。相当な苦勞だったと思います。それから数次の定数改善を経て、現在の事務職員の配置となっています。（学校事務職員だけではありません、養護教諭の方にしても、学校栄養職員の方にしても同じです、学校の発生当時から存在していたわけではありません。）

この仕事をやってほしいから、この職種が必要だということになっているのか？

平成24年4月1日現在の学校教育法によると、（小学校）

第37条 第1項

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

第37条 第3項

第1項の規定にかかわらず、副校長をおくときその他特別の事情があるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

と規定されている。

つまり、100%必置の職種ではないということである。



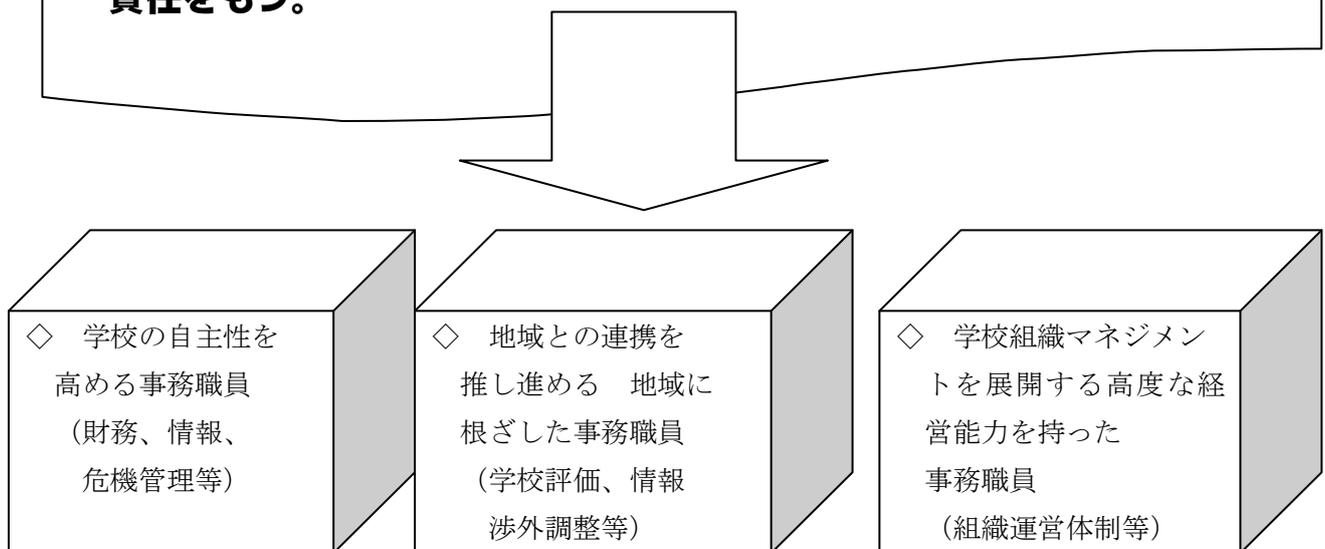
## 2 組織マネジメント的に見た学校事務職員

「学校組織マネジメント研修モデル・カリキュラム すべての事務職員のために」（平成 17 年 2 月）では、事務職員の役割を次のように求めている。

- 効果的・効率的な事務処理、学校経営の中核へ
- 裁量予算等校長権限の拡大への対応
- 地域連携を推進する渉外調整機能
- 情報の公開と学校評価・事故点検への対応

さらに、事務長に求めるもととして

- ◎ 教育指導部門を統括する教頭と、教育支援（事務管理）部門を統括する事務長が、経営陣の一員として校長を支えながら校長とともに学校経営に責任をもつ。



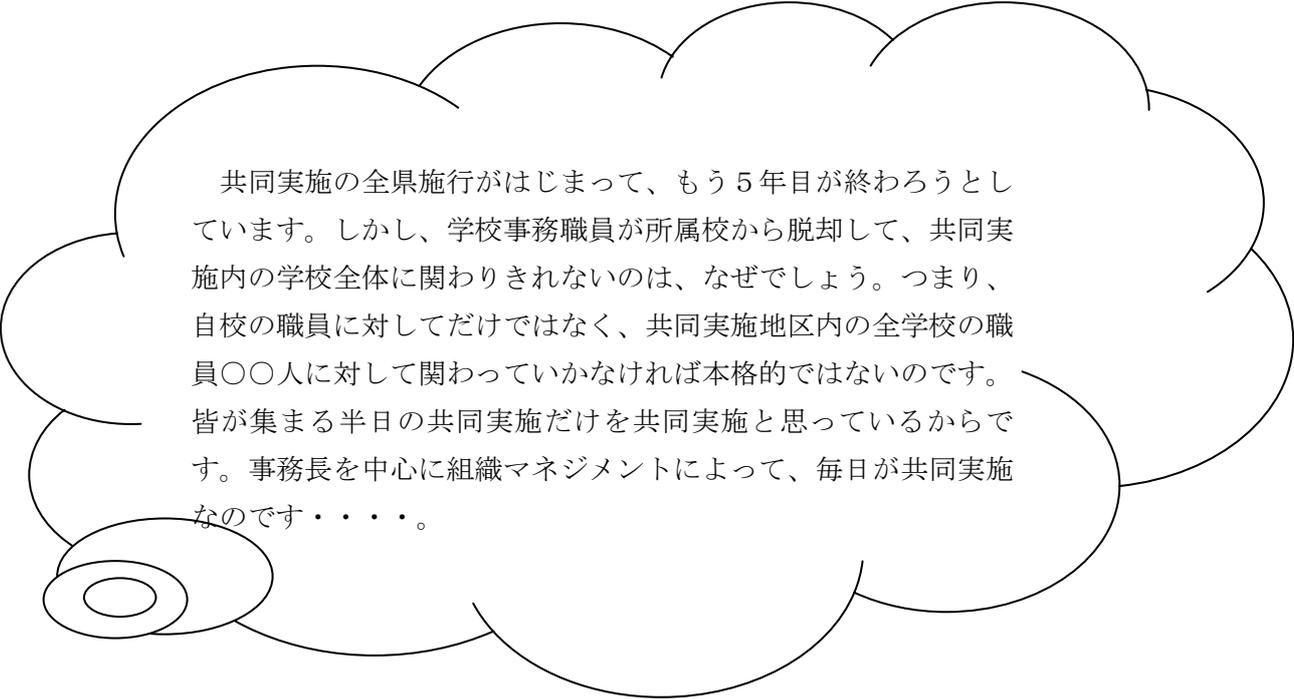
また、幹部事務職員というくくりで、組織マネジメントテキストには、詳しく載っています。

## 3 学校事務職員等の課題

さて、このおたよりの第 1 号で「学校」、第 2 号で「学校事務」、第 3 号で「学校事務職員」と取り上げてきました。この項目では、学校事務職員を通しての課題となっていますが、他職種でも同様のことがいえるのかもしれませんが。

以下は順不同です。

- (1) そもそも論は議論され、文字化されているか？それをまわりに伝えてあるか？  
(存在意義といってもいいかもしれない)
- (2) 大量退職・大量採用における暗黙知の引き継ぎはできるのか？  
(現在まで、事務職員のDNAに受け継がれてきた物が次代にも残せるのか)
- (3) 一人職場と共同実施の限界  
(特殊性を持ちすぎた(格差)共同実施と育ちの違い)
- (4) 職階と職務内容「責任と権限」が不明瞭  
(佐賀県にあるのはあくまでも市町立小中学校事務職員の標準的職務(通知  
主事の職務、副主査の職務、主査の職務、事務主幹の職務、事務長の職務  
が明確に規定されていない。)
- (5) 県全体、教育事務所単位、市町単位、地域単位での共通システムの不備  
(たとえば、県内で同じ仕事を行っているのに、使っているシートが違う)
- (6) 学校経営、コミュニティスクールの推進者として
- (7) 共同実施の位置づけがどこにあるのか？
- (8) 事務長制はどうなっているのか？  
すべての事務職員が、事務長のもとに組織マネジメントの中で仕事をしているか。
- (9) 本来すべきことを本来すべき人がしているかどうか？



共同実施の全県施行がはじまって、もう5年目が終わろうとしています。しかし、学校事務職員が所属校から脱却して、共同実施内の学校全体に関わりきれないのは、なぜでしょう。つまり、自校の職員に対してだけではなく、共同実施地区内の全学校の職員〇〇人に対して関わっていかなければ本格的ではないのです。皆が集まる半日の共同実施だけを共同実施と思っているからです。事務長を中心に組織マネジメントによって、毎日が共同実施なのです……。

# 今日からあなたも“学校”事務職員！？

No. 3-2 H25. 5. 10

## 「事務長」って??



「学校事務職員」の補論です。「事務長」について各自で考えてみましょう。

### 1 学校事務職員の職制？

職制は、「主事」「副主査」「主査」「事務主幹」「事務長」「統括事務長」となっています。しかし、試験があるのは、「事務長」「統括事務長」だけです。



(※平成25年4月1日より統括事務長制導入)

「副主査」から「主査」になっても、職務実態はどうなのでしょう。お役所や民間レベルとは違い、一人職場ですので、仕事を他の人に任せて、権限だけをふるうということはできません。つまり、職名が変わっても、「事務長」を除き、責任と権限は変わらない？職名にあった職務や権限と責任が明示されていないのです。つまり、厳密に言うと、学校事務職員の「職制」は一人職場から抜け出せていないのです。

(義務制は、一人職場という日々の現実から完全に抜け出すことはできません。事務長であろうと現実には、プレイングマネージャーであらなければいけません……)

現在、学校事務職員の職務を規定しているのは、H22. 3. 31の「市町立小中学校事務職員の職務」だけです。

### 2 事務長制って

さて、ここで問題です。平成23年度からの「管理職事務長制」とそれ以前に存在していた事務長とはどこが違うのでしょうか？

ぜひ、各自で調べてみてください。将来、事務長になるのは、あなたたちです。あの時、こうしておけば……では済まなくなると思います。

事務長制度は、共同実施をベースにしています。事務長を中心として組織マネジメントの理論によって共同実施は、運営されています。